**令和４年度　宮城県よろず支援拠点　成長志向企業への伴走支援に係る**

**民間支援機関　公募要領**

宮城県商工会連合会では、令和４年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（宮城県よろず支援拠点事業（以下「本拠点」という））における、成長を志向する企業の支援にあたり、民間支援機関を以下のとおり募集します。

**１．民間支援機関の業務内容**

　　本拠点における、成長志向企業（ここでは、売上規模５億円／年以上（下限１億円／年）、または従業員規模３０名以上（下限２０名）の中小企業であり、かつ、成長を志向する企業と定義）への支援に際し、拠点内では解決が困難な課題の解決に、有料で対応いただきます（相談者との間で、業務委託契約締結の上、当該業務を遂行していただきます）。

　　なお、成長志向企業の支援にあたっては、以下のとおり中期目標を設定し、効果的な支援に努めるものとします。

　　【中期目標】

|  |  |
| --- | --- |
| 指標 | 目標伸び率（３ヶ年） |
| 売上高伸び率 | １０％ |
| 経常利益伸び率 | ３％ |
| 付加価値額伸び率 | ９％ |

**２．民間支援機関に求める支援課題について**

　　成長志向企業が有する、売上拡大、経営改善・事業再生、事業承継、事業計画策定、雇用・労務、知的財産、海外展開、ＩＴ活用等種々の専門的課題について、民間支援機関につなぐことが適切と本拠点が判断したもの。

**３．本拠点より民間支援機関へつなぐ際の運用**

成長志向企業への支援の過程で、本拠点から外部の民間支援機関につなぐ際には、外部から利益誘導等の疑いを持たれることのないよう、その透明性・公平性を担保する必要があることから、原則として、以下のルールのいずれをも遵守し、民間支援機関へのつなぎを行います。

　【運用ルール】

①　つなぐ先となる民間支援機関は、原則として、連携支援機関リストに掲載された民間支援機関とします。

②　事業者は、連携支援機関リストより、自らの判断で支援を受ける民間支援機関を決定します。

③　本拠点は、事業者が②の判断をする際の参考情報として、相談内容に応じた支援を実施することに適した民間支援機関を、支援実績等を踏まえて紹介することができます。

この場合、事業者に対して、予断を与えない形で、複数社の紹介を行うこととします。なお、紹介できる民間支援機関が連携支援機関リストに１社しかない場合については、合理的な選定理由があれば可能とします。

④　事業者が、③による紹介を受けて支援機関等を決定する場合、任意の支援機関等を決定し、コンタクトを取ったところ、費用面での折り合いがつかない等の理由により、２社目、３社目にアプローチすることは可能とします。

⑤　事業者並びに支援を実施した支援機関及び人材については、カルテシステムに登録し、当該支援を行った年度末にリスト化し、保存するものとします。

**４．民間支援機関登録の要件**

　　登録における民間支援機関の要件は以下のとおりといたします。

　（１）組織レベルで具体的な出口のソリューションを保有する者（個人事業でコンサルティング業を営

む者は、原則本事業の対象外といたします）。

　（２）宮城県や東北地方の地域活性化などに興味関心があり活動をしている者。

　（３）本事業の趣旨を理解し、宮城県内の中小企業の成長に協力していただける者。

**５．応募方法**

　（１）募集期限

　　　　令和４年１０月３１日（月）

　（２）提出書類

　　①　民間支援機関登録申請書（別紙１）

　　②　宣誓書（別紙１付属）

　　③　事業者の概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）

　　④　支援業務の内容及び支援実績がわかる書類

　　⑤　個人情報の管理に関する書類（個人情報保護方針など）

　（３）書類提出先

　　　　宮城県商工会連合会　広域支援部　企業支援課宛（郵送での提出）

　　　　　〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2　宮城県商工振興センター2階

　　　　　　※　提出された書類は返却しない旨、ご了承の上ご送付ください。

**６．民間支援機関の登録について**

　　上記提出書類到着後、本会においてその内容を審査の上、登録の可否を判断いたします。また、その結果につきましては、速やかに書面にてご案内申し上げます。

　　※　書面の送付は、提出書類到着後概ね１週間前後となりますのでご了承ください。

なお、登録可否の理由につきましては、一切回答いたしかねますのでご了承ください。

**７．その他**

（１）支援の過程において、実際に相談者の課題解決のための案件に対応する場合は、事前に当該相談者との間で適切な契約書を交わすとともに、当該契約書には報酬の条項や秘密保持条項などを適宜盛り込み、トラブルの回避に努めてください。

（２）支援において、相談者との間で、報酬の未払いその他のトラブルが生じたとしても、自らの費用と責任で処理してください。なお当該事案が発生した場合、経済産業省、中小企業庁、東北経済産業局、よろず支援拠点全国本部（（独）中小企業基盤整備機構）、そして宮城県よろず支援拠点（実施機関：宮城県商工会連合会）は一切の責任を負いません。

（３）本支援において、宮城県よろず支援拠点から紹介を受けたことによる紹介料、キックバックその他の対価を宮城県よろず支援拠点の関係者に支払うことは絶対に行わないでください。

（４）民間支援機関としての登録後、本事業の目的や内容から逸脱した行為、申請書類に虚偽がある場合、社会的信用を失墜する行為などを行った場合は、登録を取り消す場合がございます。

【お問い合わせ】

宮城県商工会連合会　広域支援部　企業支援課（担当：樋口・伊深）

〒980-0011　仙台市青葉区上杉1-14-2　宮城県商工振興センター2階

電　話：022-225-8751　E-mail：kouikishien@office.miyagi-fsci.or.jp